

東京大学ティーチング・アシスタント実施要領

平成16年5月27日

制定

東大規則第187号

沿革

(趣旨)

第1 この要領は、東京大学の優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対する手当支給により、学生の処遇の改善に資するとともに、将来教育研究の指導者となるためのトレーニングの機会提供や学部教育におけるきめ細かい指導の実現等、大学教育の充実を図るため、必要な事項を定めるものである。

(名称)

第2 前項の教育補助業務を行う者の名称は、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）とする。

(委嘱内容)

第3 TAの委嘱内容は、学部学生、修士課程学生及び専門職学位課程学生に対する実験、実習、演習等の教育補助業務とする。

(応募資格)

第4 TAに応募できる者は、学部及び大学院の学生とする。

(募集及び選考)

第5 TAの募集及び選考は、学部、研究科、教育部その他の授業科目を開設する組織（以下「開設部局」という。）において行う。

(委嘱期間)

第6 TAの委嘱期間は、当該会計年度を超えない範囲内とする。

(委嘱時間)

第7 TAの委嘱時間は、原則として月40時間以内とする。ただし、週20時間を超えることはできない。

(委嘱手続及び手当等)

第8 TAの委嘱手続及び手当等については、別に定めるものとする。

(実績報告書の提出)

第9 開設部局の長は、毎年度の終わりに、その年度に委嘱したTAについて、所定の実績報告書を総長に提出するものとする。

(補則)

第10 この要領に定めるもののほか、TAの業務実施に関して必要な事項は、開設部局において定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成16年5月27日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 東京大学ティーチング・アシスタント実施要領（平成4年7月20日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年8月1日から施行する。

沿革

東京大学ティーチング・アシスタント実施要領

体系情報

□第2編 総務及び人事

▽第2章 人事

沿革情報

◆平成16年05月27日 制定

◇平成24年03月29日

◇平成29年01月10日

◇令和06年07月04日